

平成29年11月1日

東京都知事
小池百合子様

(公社)東京都宅地建物取引業協会
会長 瀬川信義



平成30年度東京都予算等要望書

秋冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、公益法人として幅広く都民の方々の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を推進する事業を行い、御都をはじめ行政とも日常的に連携・協力事業を実施しており、一方で、行政へのご要望もその都度させて頂いております。

今般、さらに御都との連携・協力により施策の推進を図ればとの観点から、別紙のとおり、要望書を取りまとめました。

平成30年度予算・施策の実施に当たり、実現方につきましてご配慮頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

要 望 事 項

1. 空き家の有効活用及び既存住宅の流通促進について

国土交通省は、本年3月、「空き家対策に関する特別措置法」に基づき、市町村が保有する課税情報について、除却のみならず流通等の利活用を促進するためには民間事業者との連携協力が重要との観点から、「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)」を策定公表しました。合わせてこのガイドライン(試案)には、京都市などの先進市の事例も掲載されています。

都内には、宅建業者が本会会員に限っても約15,400社が都内に万遍なく所在し、ほぼすべての宅地建物の状況を熟知しているといっても過言ではありません。したがって、区市町村の空き家所有者情報を、各地域の宅建業者と共有できれば民間の力と合わせて、空き家対策の解決に大きく貢献するものと思料いたします。

82万戸に及ぶ空き家の有効活用や流通促進に向け、国土交通省の示したガイドラインを参考に、東京都におけるルール作りを早急に策定し、東京都のみならず各区市町村にも協力を求め、歩調を合わせて必要な空き家所有者情報を宅建業者に開示できる仕組みを早期に構築されたい。

2. 木造密集地域解消と改善策に対する支援について

東京は、山手線外周部を中心として、生活道路の都市基盤整備が不十分なまま市街化が進んだ木造密集地域が広く分布していますが、このうち特に重点的・集中的に改善を図る地域を平成32年度までの取り組みとして「木密地域不燃化10年プロジェクト」の策定により53地区、約3,100ヘクタールを指定し、「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進めるとしております。

当協会は、平成25年から東京都建設局長の要請に基づき、特定整備路線整備事業の円滑進捗に向けた、「不動産情報の提供に関する協定」を締結することとし、対象となる支部が地権者等への移転に伴う生活再建を支援しております。

今後とも、防災上の向上を図るため、地域の会員企業が把握している不動産情報を積極的に活用し、木造密集地域を解消されたい。

3. 無電柱化推進策への支援について

昨年12月に参議院において「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、今後、加速度的に推進されることを期待いたします。東京都も去る6月の都議会第二回定例会において「無電柱化推進条例」が可決成立し9月から施行されます。

都内には、戦後、都市の発展に伴い約75万本の電柱が立ち並び、都市景観を損ねるだけでなく、災害時には電柱の倒壊により道路を塞ぎ、消防車など緊急車両の障害となる恐れがあります。

団体名 (公社) 東京都宅地建物取引業協会

要 望 事 項

「東京都無電柱化推進計画」によると、東京五輪開催に向けて2019年までにセンター・コア・エリア内の都道（計画幅員で完成した都道）及び競技会場周辺の区市道の無電柱化を完了することとしていますが、約70万本を占める区市町村道については、財源及び地上機器設置場所の確保などの課題により整備が進まない現状となっております。

無電柱化は、防災や都市景観の観点からも重要であるため、区市町村に対してより一層の財源支援を行うとともにコスト縮減による新技術の開発及び技術支援の拡充を図り、早急に無電柱化を推進されたい。